

行政文書不開示処分取消等請求事件について

事案の概要

本件は、上告人が、消費者庁長官から、消費者庁が検証機関に委託した**機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業の報告書（本件文書）**の一部に記録された情報が、情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するなどとして、これを不開示とする旨の決定を受けたため、被上告人を相手に、その不開示部分の一部の取消し等を求める事案である。

上記検証事業の内容は、①機能性関与成分の分析方法に関する検証、②機能性表示食品の買上調査から成る。

【情報公開法5条】

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報…のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

6号 国の機関…が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査…に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

原判決及び争点

◇ 原判決（東京高裁）は、次のとおり判断するなどして、本件文書の不開示部分に記録された検証の手法や基準、検証結果（データ）、考察内容、問題点等の情報は、情報公開法5条6号柱書き及び同号イ所定の不開示情報に該当するとして、上告人の請求を棄却するなどした。

本件文書の不開示部分を開示することにより、消費者庁がガイドライン上のいかなる部分を中心に事後監視を行っているかのほか、検証機関が、機能性関与成分の分析方法に関する検証において、届け出られた定性性及び定量性に係る分析方法につき、いかなる部分にどの程度の不備がある場合を問題視したかや、機能性表示食品の買上調査において、機能性関与成分の含有量について、表示値よりも過剰又は過少であること、同一製品における数値のばらつきなどを、どの範囲でどのように問題視したのかが推知され、事業者において消費者庁の事後監視や検証機関による問題点の指摘を免れることを容易にさせるおそれがあり、また、検証機関による忌たんのない検討結果の指摘を困難にするおそれもある。

◇ 最高裁における争点は、原審の上記判断の当否である。